

建廃協NEWS 51号



建廃協で「建設泥土改良土品質管理基準」を制定

建廃協では今般「建設泥土改良土品質管理基準」を制定しました。今後この基準を自主基準として運用していくことと併せ、行政、業界団体に広く働きかけて、建設泥土改良土の適正な利用を促進していくことを考えています。

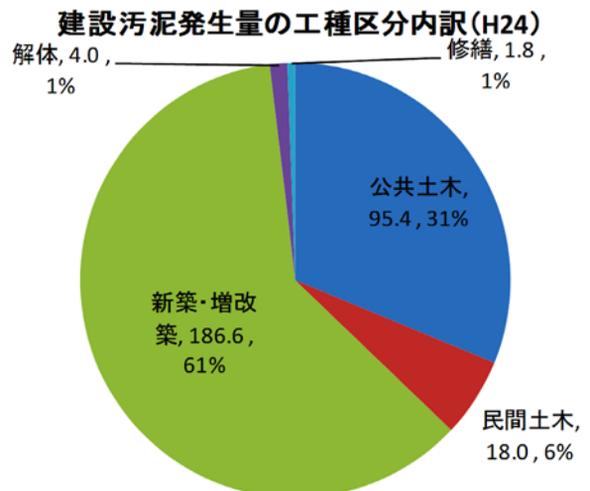
<建設汚泥とは>

土木工事のシールド工事や建築工事の現場造成杭等の工事で発生する「含水率が高く、粒子が微細で泥状のもの」が建設汚泥と定義されており、産業廃棄物の「無機性汚でい」とされています。

平成24年の国交省調査では、全国で約600万tが排出されており、首都圏ではその4割程度を占めています。平成14年の調査では、公共土木工事からの排出量が圧倒的に多かったのですが、平成24年調査では公共土木工事と建築工事の排出量が拮抗してきています。首都圏ではその傾向が顕著であり、建築工事からの排出量が全体の6割を占めています。

建設汚泥は、改良することにより造成材、埋め土等として利用することは可能ですが、大量に発生している建設発生土と競合するため、適切な利用がなかなか進まない状況です。

一方で、唯一認められていた海洋投入処分が制度改正により、来春から事実上できなくなること、リニア新幹線工事等の汚泥大量発生工事が予定されているなど、建設汚泥を取り巻く状況は一層厳しくなることが予想されています。



<建設泥土改良土品質管理基準のポイント>

詳しくは、「建設泥土改良土品質管理基準」をご覧ください。(建廃協ホームページの新着情報2016.9.30に掲載されております。)

品質基準は右表のとおりです。

そのポイントをご紹介します。

第1は、発注者、元請の廃棄物由来の製品に対する忌避感を少しでも和らげるため、「建設汚泥改良土」ではなく「建設泥土改良土」という用語を使用したこと。第2は、建築工事

での利用を考慮し、一軸圧縮強度を指標とし、埋め戻し後地盤改良を要せずに重機走行できること、再掘削が容易で塊状とならない200~500KN/m²としたこと、そして何より重要なのは、土壤汚染対策法の有害物質を含まないことを確実にするための基準となっていることです。

当然、利用用途により求められる品質も異なりますが、それらも取り込み、公的仕様書に基づく品質を有して市場が形成されているものも製品の対象としています。

この品質管理基準の普及により、安全で高品質の造成材を提供し、広く利用されることを願っています。



泥土改良土13

お知らせ



★今年度2回開催いたしました合同企業説明会では15名ほどの参加があり、内定者も3名出ています。

来年度も皆さんに広く組合員のお仕事を知っていただけるよう業界説明会や合同企業説明会を企画して参ります。

★今年度も組合の部会、委員会へ参加してくださる皆様を対象に大忘年会を12月14日(水)開催します。お忙しいとは存じますが、ご出席の程よろしく願いいたします。